

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勤労年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円	H26.2.14 東京で (同日)	日本側 三ツ矢憲生外務副大臣 マーシャル側 フイリツア・H・ムラー外務大臣	H26.3.12 67号
マーシャル	マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円	H26.3.7 マジュロ (同日)	日本側 安細和彦在マーシャル大使館大使 マーシャル側 フイリツア・H・ムラー外務大臣	H26.3.25 85号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。